【規程番号　神女短Ｖ－008】

科目等履修生及び聴講生受入れに係る運営内規

本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者がある場合、その出願及び選考に係る運営は、「神戸女子短期大学学則」（以下「学則」という。）及び「科目等履修生及び聴講生に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、この内規の定めるところによる。

1　履修の条件

(1) 学則及び規程の定めるところにより、履修又は聴講（以下「履修」という。）を認める授業科目及び単位数は次のとおりとする。

①授業に差し支えのない範囲内の授業科目の履修を認める。

②実験科目及び実習科目は対象としない。ただし、本学の卒業生あるいは資格取得を目的とする科目等履修にあってはこの限りでない。

③授業科目の履修は、年間 20 単位を超えない範囲において認める。

(2) 履修の時期は次のとおりとし、履修の期間は原則として半期又は１年とする。
ただし、希望により期間を延長することができる。

前期　　4 月 1 日から原則として 9 月 30 日まで

後期　　原則として 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2　出願の方法

(1) 本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、科目等履修生募集要項により、出願資格等諸条件を予め周知するものとする。

(2) 本学の科目等履修生又は聴講生を希望する者は、指定期日までに、次の書類に履修申込料を添えて学長に提出するものとする。

①科目等履修生（聴講生）願書

②最終学校の卒業証明書

③最終学校の成績証明書

④健康診断書

⑤その他本学が必要と認めた書類

3　選考の方法

(1) 科目等履修生又は聴講生が履修を希望する授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）は、出願書類と本人との面接等により履修の可否について審査する。本審査により、科目等履修生を希望する場合であっても、単位認定を伴わない聴講生として受入れる場合がある。

(2) 担当教員は、前項の選考結果を教務委員会に提案する。

(3) 教務委員会は、提案された担当教員の選考結果について協議し、その結果を教授会に提案する。

(4) 学長は、提案された選考結果に基づき、受入れの可否について部局長等会議の意見を聴き決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

4　その他

(1) この内規は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 科目等履修生又は聴講生の出願及び選考の運営に関し必要な事項は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 科目等履修生及び聴講生に関する事務は教務課で取り扱う。

5　内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。